

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月10日認可した。

令和4年11月18日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）樋ノ口2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）樋ノ口一之股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）切池地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上法沖地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大窪池地区